

平成20年10月23日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官 矢口真知
 平成19年(行コ)第354号 退去強制令書発付処分取消等, 難民の認定をしない
 処分取消等請求控訴事件(原審・東京地方裁判所平成17年(行ウ)第408号退
 去強制令書発付処分取消等請求事件(以下「原審甲事件」という。), 平成18年
 (行ウ)第274号難民の認定をしない処分取消等請求事件(以下「原審乙事件」
 という。)

口頭弁論終結の日 平成20年7月22日

判 決

東京都 [redacted] 3
 控 訴 人 [redacted]

([redacted])
 同 訴訟代理人弁護士 伊 藤 和 夫
 同 高 橋 融
 同 梓 澤 和 幸
 同 板 倉 由 美
 同 伊 藤 敬 史
 同 井 村 華 子
 同 岩 重 佳 治
 同 打 越 さく良
 同 大 川 秀 史
 同 近 藤 博 徳
 同 猿 田 佐 世
 同 島 菌 佐 紀
 同 白 鳥 玲 子
 同 鈴 木 眞
 同 鈴 木 雅 子

同 曾 我 裕 介
 同 高 橋 太 郎
 同 高 橋 ひろみ
 同 田 島 浩
 同 濱 野 泰 嘉
 同 原 啓 一 郎
 同 樋 渡 俊 一
 同 福 地 直 樹
 同 水 内 麻 起 子
 同 村 上 一 也
 同 毛 受 久
 同 山 崎 健
 同 山 口 元 一
 同 渡 邊 彰 悟

被 控 訴 人 国

代表者兼原審甲事件裁決行政庁及び原審乙事件処分行政庁

法 務 大 臣
 森 英 介
 原審乙事件処分行政庁 東京入国管理局長
 二 階 尚 人
 原審甲事件処分行政庁 東京入国管理局主任審査官
 小 嶋 規 昭
 被控訴人指定代理人 中 井 公 哉
 同 岡 本 充 弘
 上記3名指定代理人 壽 茂

同	推	名	友	美
同	西	川	義	昭
同	江	田	明	典
同	津	留	信	弘
同	小	田	切	弘
同	加	藤	慎	也

主 文

- 1 原判決中控訴人の請求を棄却した部分（原判決主文第2項）を取り消す。
- 2 裁決行政庁法務大臣が控訴人に対して平成17年4月15日付けでした出入国管理及び難民認定法49条1項に基づく控訴人からの異議の申出には理由がない旨の裁決を取り消す。
- 3 処分行政庁東京入国管理局主任審査官が控訴人に対して平成17年4月15日付けでした退去強制令書発付処分を取り消す。
- 4 処分行政庁法務大臣が控訴人に対して平成17年4月14日付けでした難民の認定をしない処分を取り消す。
- 5 控訴人のその余の控訴を棄却する。
- 6 訴訟費用は第1, 2審を通じて被控訴人の負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 当事者の求めた裁判

1 控訴人

- (1) 原判決を取り消す。
- (2) 主文第2項から第4項までと同旨。
- (3) 処分行政庁東京入国管理局長が控訴人に対して平成18年4月14日付けでした出入国管理及び難民認定法61条の2の2第2項による在留特別許可をしない処分を取り消す。

(4) 主文第5項と同旨。

2 被控訴人

- (1) 本件控訴をいずれも棄却する。
- (2) 控訴費用は控訴人の負担とする。

第2 事案の概要

- 1 本件は、ミャンマー連邦（ミャンマー連邦は、平成元年に名称をビルマ連邦社会主義共和国から改称したものであるが、以下、改称の前後を区別することなく、同国を「ミャンマー」という。）の国籍を有する外国人の男性である控訴人が、被控訴人に対し、(1)（原審甲事件）東京入国管理局（以下「東京入管」という。）入国審査官から出入国管理及び難民認定法（以下「入管法」という。）24条4号ロ（不法残留）に該当する旨の認定を受け、次いで、東京入管特別審査官から同認定に誤りがない旨の判定を受け、さらに、法務大臣から入管法49条1項に基づく異議の申出には理由がない旨の裁決（以下「本件裁決」という。）を受け、東京入管主任審査官からミャンマーを送還先とする退去強制令書の発付（以下「本件退令処分」という。）を受けたため、本件裁決及び本件退令処分は、控訴人が難民であるにもかかわらず、その事実を誤認して、控訴人が難民に該当しないとの判断の下にされたものであるから違法であるなどと主張して、本件裁決及び本件退令処分の各取消しを求め、(2)（原審乙事件）出入国管理及び難民認定法（平成16年法律第73号による改正前のもの。以下「改正前入管法」又は「改正前法」という。）61条の2第1項に基づき難民の認定を申請したのに対し、法務大臣から難民の認定をしない処分（以下「本件不認定処分」という。）を受けたため、本件不認定処分は控訴人が難民に該当しないとの判断の下にされたものであるから違法であるなどと主張し、さらに、東京入国管理局長（以下「東京入管局長」という。）から平成18年4月14日付けで入管法61条の2の2第2項による在留特別許可をしない処分も受けたとして、本件不認定処分のほか、上記在留特別許可をしな

い処分の各取消しを求める事案である。

原審は、本件訴えのうち、平成18年4月14日付けでされた在留特別許可をしない処分の取消しを求める請求に係る部分を却下し、控訴人のその余の請求をいずれも棄却した。これを不服とする控訴人が、控訴を提起した。

2 前提事実並びに争点及びこれに対する当事者の主張の要旨は、次のとおり補正し、後記3のとおり当審における控訴人の主張の骨子を追加するほかは、原判決「事実及び理由」欄中の「第2 事案の概要」の1から3まで（原判決5頁14行目から26頁9行目まで）に記載のとおりであるから、これを引用する。

（原判決の補正）

原判決22頁1行目から2行目にかけての「^T [] のように」を「^T [] のように」に改める。

3 当審における被控訴人の主張の骨子

(1) 遺体の数を漏洩したという事実が迫害を受けるおそれを基礎付ける事実となり得るか否かについては、機密の程度、漏洩した情報の内容、漏洩状況、漏洩した情報の公表の手段、状況、その後のミャンマー政府の対応、時の経過等からすれば、本件不認定処分時において、上記の情報の漏洩を理由として迫害を受けるおそれはないというべきである。

(2) 控訴人にかかわるその他の事情を考慮しても、控訴人の難民該当性を肯定することはできない。

第3 当裁判所の判断

1 本件訴えのうち処分行政庁東京入管局長が控訴人に対して平成18年4月14日付けでした入管法61条の2の2第2項による在留特別許可をしない処分の取消しを請求する部分の適法性について

当裁判所も、本件訴えのうち処分行政庁東京入管局長が控訴人に対して平成18年4月14日付けでした入管法61条の2の2第2項による在留特別許可

をしない処分の取消しを請求する部分については、当該処分は存在しないから、不適法であると判断する。その理由は、原判決「事実及び理由」欄中の「第3争点に対する判断」の4の第3段落（原判決47頁19行目から21行目まで）の説示と同一であるから、これを引用する。

以下、本件訴えのうち控訴人のその余の請求に係る部分について、請求の当否について検討する。

2 認定事実

認定事実は、次のとおり補正するほかは、原判決「事実及び理由」欄中の「第3争点に対する判断」の1（原判決26頁11行目から39頁17行目まで）に記載のとおりであるから、これを引用する。

(1) 原判決26頁11行目の「30」の次に「^T []、甲62から64まで、67、証人^T []（^T []）、控訴人本人」を加える。

(2) 原判決34頁12行目から35頁3行目までを次のとおり改める。

「控訴人には^T []（本名は^T []）といういとこがいた。^T []は控訴人より24歳年下であった。^T []は、1989年（平成元年）、14歳になり、翌年の試験（その結果次第でどの大学に入学できるかが決まることになる。）に備えるため、勉強するのによりよい環境を求め、ヤンゴンに出た。^T []はヤンゴンで親戚宅に住まわせてもらっていた。控訴人は、当時、^T []病院の寮に住んでいた。^T []はヤンゴンに出てから控訴人と初めて会い、翌年の1990年（平成2年）7月に後記のとおり身柄を拘束されるまでの間、控訴人と何度か会った。^T []は、ヤンゴンに出てからも、特に具体的な政治活動を行っていたわけではなかったが、チン民族に対する差別など、軍事政権が行っていたことには関心があり、友人や控訴人と政治やチン民族の状況について話し合うことはよくあった。^T []は、1990年5月27日の総選挙の後、同年7月19日の殉難者の日より前に、ヤンゴンで滞在してい

た親戚宅で、控訴人から次のような話を聞いた。控訴人が、1988年（昭和63年）当時、^Y病院で看護師として勤務中、軍との衝突で死亡した人々の遺体を数えて記録する作業に従事したこと、遺体の数は1日当たり80体から100体程度あったこと、遺体の中には、傷を負い、まだ命があったにもかかわらず、他の遺体と同様にトラックに積み込まれ、その間に死亡したように見えるものもあったことなどの話であった。^Tが控訴人から上記の話聞いた当時、1988年（昭和63年）の民主化闘争時に軍との衝突でどれだけの人々が死亡したかはよく知られていなかった。^Tは、ミャンマー政府が1日のうちに80人から100人もの人を殺害し、傷を負ってまだ生きている人をまるで鶏や小鳥のように扱い、遺体と一緒にトラックに積み込んでいたと受け止め、衝撃を受けた。控訴人は、それまで上記の話を知ることがなかったが、総選挙の結果、NLDが圧勝し、NLD政権が誕生すると期待していたことから、いとこの^Tに上記の話をしてしまったもので、その際、やはりこれは機密事項であったと改めて考え直して、^Tに他言しないように言い聞かせたが、^Tは、15歳で思慮が十分でなかったため、このような重大なことは他人にも知ってもらわなければならないといふものであったため、^Tは、自分のいとこである控訴人が^Y病院で勤務しており、実際に目撃したことだから真実なのだと友人たちに話してしまった。

7月19日は、ミャンマーの英雄でありアウンサンスーチーの父であるアウンサン将軍が凶弾に倒れた日であり、「殉難者の日」と呼ばれ、アウンサンスーチーを支持する人々にとってはとりわけ重要な日である。1990年7月19日は、アウンサンスーチーが自宅軟禁されてからちょうど1年になる時期であり、同年5月の総選挙の結果NLDが圧勝したにもかかわらず、

軍事政権は一向に政権を譲り渡そうとせず、市民側にはフラストレーションがたまり、他方、軍事政権側は、市民の動きを封じ込めようと躍起になっていた。^Tは、^Tの朝、チン民族の友人からピラを渡され、配るように頼まれた。^Tがピラを読むと、CNFのピラであり、チン語で書かれていて、当時軍事政権が公にしていなかった事実が複数、あたかもフラッシュニュースのように記載されており、その中に^Tが控訴人から聞いた話も載っていた。^Tはこのことに驚くと共に、少し不安を抱いたが、シュエダゴンパゴダ通りに出かけた。人々は、シュエダゴンパゴダ通りを歩いて殉難者廟と呼ばれる小高い丘に向かって歩いていた。通りの両側には銃を持った兵士が立ち、人々を監視していた。^Tは、歩いている人々の中からチン民族と分かる人に目立たない形でピラを渡していた。しかし、行進している人々の中には軍情報部の者が交じっており、^Tは、次第に軍情報部の者や兵士に取り囲まれ、周囲にいた30人から40人の人と一緒に幌のかかった軍用トラックに乗せられた。多くの人々は警察署に連行されたが、^Tは、トラックの中で選別されて、数人の人と一緒に^Tにある政治犯の収容所に直接連行され、持っていたピラを取り上げられた。^Tは、同収容所で尋問を受け、ピラにチン語で記載されている内容を逐一ミャンマー語で説明させられた。尋問者は、^Tが控訴人から聞いた話が載っていた箇所を説明すると驚き、強い関心を示した。尋問者は、誰が書いたのか、その情報はどこから得たのかを質問し、^Tが知らないと言っていると、^Tに対し、殴る、蹴るの暴行を加えて自白を迫った。^Tは、耐えられなくなり、^Y病院で働いている控訴人から上記の話聞いたと白状した。すると、尋問者の一人はその場を出て行き、しばらくすると10枚を超える写真を持って戻ってきた。尋問者は、これらの写真がヤンゴン総合病院の職員の写真であると説明し、^Tにどの写真が控訴人のもの

か特定するように求めた。[]は控訴人の写真を示さざるを得なかった。[]は、その後も上記収容所に拘束され続け、今後政治活動はしない旨の誓約書に署名をして釈放された。[]は、釈放されると、控訴人が隠れていた親戚の家に行き、控訴人に上記の一部始終を話した。

3 判断

(1) 難民の意義については、原判決「事実及び理由」欄中の「第3 争点に対する判断」の2の(1)(原判決39頁19行目から41頁10行目まで)の説示と同一であるから、これを引用する。

(2) 上記2の認定事実に基づき、控訴人が入管法2条3号の2にいう「難民」に当たるかどうかについて判断する。

上記2の認定事実によれば、控訴人は、1988年(昭和63年)当時、[]病院で看護師として勤務中、軍が衝突で死亡した人々の遺体を[]病院に搬入し、軍との衝突で死亡した人々の遺体を数えて記録する作業に従事し、遺体の数が1日当たり80体から100体に及んだことを現に目撃し体験したところ、軍にとって[]病院に上記のとおり遺体を搬入した目的、方法、態様、遺体の数等は国内外に知られたくない機密事項であり、軍情報部は、上記の情報が一部漏洩した事実を知り、上記の情報の出所に重大な関心を抱いたというべきであって、そのことは、[]が軍情報部に身柄を拘束され、上記の情報の出所を厳しく尋問され、拷問を受けたことによって裏付けられているというべきである。控訴人は、[]に上記の情報について話をした際、他言しないように言い聞かせてはいたが、上記の情報がCNFのビラにチン語で書かれ、配布されたという経緯があったことのほか、上記認定事実を併せて考えれば、軍情報部が控訴人はCNFのメンバーであり、それゆえに上記の情報をCNFに漏洩してビラに載ったものと受け止め、控訴人に対し政治的意見を理由に迫害に及ぶおそれは、いまなお十分存在するというべきであり、このおそれは、控訴人

が迫害を受けるおそれがあるという恐怖を抱いているという主観的事情のほかに、通常人が控訴人の立場に置かれた場合にも迫害の恐怖を抱くような客観的事情によって裏打ちされているというべきである。確かに、控訴人がミャンマーを出国してから本件不認定処分時まで相当の長年月が経過したことは否定できないが、前記認定の1988年ころから現在に至るまでのミャンマーにおける政治的、社会的状況にかんがみると、控訴人につき上記のような客観的事情が存在していたにもかかわらず、相当の長年月が経過したことだけで迫害を受けるおそれがあることを否定することは、相当であるとはいえない。

したがって、控訴人は、入管法2条3号の2にいう「難民」、すなわち、「政治的意見を理由に迫害を受けるおそれがあるという十分に理由のある恐怖を有するために、国籍国の外にいる者であって、その国籍国の保護を受けることができないもの又はそのような恐怖を有するためにその国籍国の保護を受けることを望まないもの」に当たるというべきである。

(3) 控訴人は、本邦に上陸した日から60日経過後に改正前入管法61条の2第1項に基づき難民の認定を申請したので、改正前入管法61条の2第2項ただし書にいう「やむを得ない事情」があるかどうかについて判断する。

証拠(甲26、控訴人本人)によれば、控訴人は、ミャンマーを出国してからアメリカ合衆国に入国して難民の認定を受けようと考えていたが、タイにあるアメリカ合衆国大使館には多数の人々が殺到しており、事実上査証を受けられる状況ではなかったために、やむを得ず我が国に来て上陸したのであり、元来は我が国で難民認定の申請をする意図は持っていなかったこと、控訴人は、その後、日本に滞在中、アメリカ合衆国に入国して難民の認定を受ける手段を引き続き探していたが、結局、目的を達成することができなかったこと、控訴人は、知人から日本にも難民認定制度が存在することを聞き、はじめてこのことを知ったが、知人からは、日本における難民の認定の運用

は非常に厳しく、実際にはなかなか難民と認定されない状況であり、難民の認定を申請しても認められないと強制送還されることになるから、むしろ難民の認定を申請しないで現状のままの方が無難であることを聞かされたこと、控訴人は、その後、自分でも新聞記事を読んで、日本に上陸した日から60日以内に難民の認定の申請をしなければならないこととされていること（改正前入管法61条の2第2項）を知り、失望し、日本における難民の認定の申請をいったんはあきらめたこと、以上の事実を認めることができる。

上記認定事実によれば、控訴人については、改正前入管法61条の2第2項ただし書にいう「やむを得ない事情」があるというべきである。

4 当審における被控訴人の主張に対する判断

被控訴人は、前記第2の3のとおり主張するが、前記認定事実によれば、以上のとおり認定、判断することができるのであり、被控訴人の上記主張は、いずれも採用することができない。なお、当裁判所は、本件各証拠を十分検討し、証人[REDACTED]（[REDACTED]）については当審において直接取り調べ、その証言の信用性についても十分吟味した上で、上記のとおり認定、判断したものである。

5 小括

以上によれば、控訴人は、入管法2条3号の2にいう「難民」に当たるといふべきであるから、本件裁決及び本件退令処分並びに本件不認定処分はいずれも違法である。

第4 結論

以上の認定及び判断の結果によると、(1) 本件訴えのうち処分行政庁東京入管局長が控訴人に対して平成18年4月14日付けでした入管法61条の2の2第2項による在留特別許可をしない処分の取消しを請求する部分は、不違法であるからこれを却下すべきであり、この点に関する原判決の判断は相当であって、本件控訴のうち上記の部分に係る部分は理由がないから棄却すべきであ

るが、(2) 本件訴えのうちその余の部分については、本件裁決及び本件退令処分の各取消しを求める控訴人の請求（原審甲事件）並びに本件不認定処分の取消しを求める控訴人の請求（原審乙事件）は、いずれも理由があるからこれらを認容すべきである。そうすると、当裁判所の上記判断と異なり、控訴人の上記(2)の各請求を棄却した原判決は不当であるから、原判決中控訴人の上記各請求を棄却した部分を取り消して控訴人の上記各請求を認容することとして、主文のとおり判決する。

東京高等裁判所第21民事部

裁判長裁判官 渡 邊 等

裁判官 高 世 三 郎

裁判官 西 口 元